令和８年４月分から

下水道使用料を 改定します

彦根市では市民のくらしを支え、琵琶湖などの自然を守るため、公共下水道の整備を進めてきました。令和６年度末には普及率が約９割近くに達しましたが、今後も整備を進めていく必要があります。また、老朽化による事故を防ぐための更新や維持管理も欠かせません。

一方、人口減少や節水で使用料収入が減るなか、物価や人件費の上昇で費用は増え、現在の料金では安定した運営が難しくなっています。

このため、令和８年４月から下水道使用料を改定します。市民の皆さまにご負担をお願いすることになりますが、将来にわたり安心して下水道を利用していただくための大切な取組です。ご理解とご協力をお願いいたします。

問 上下水道総務課 経営企画室 ☎ 22-8477 FAX 24-4054

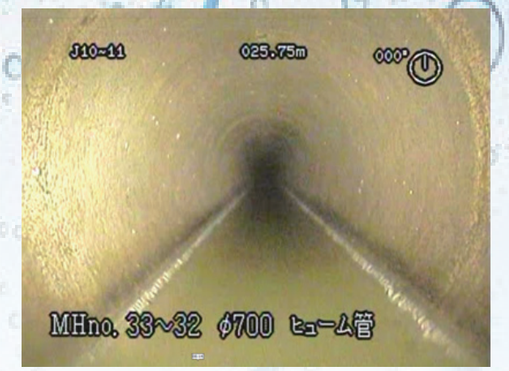

▲ 市内の地下を通る下水管内部。市外では老朽化が原因で道路が陥没する事例も発生しています。彦根市ではそのような事故を未然に防止するため、定期的に調査を行っています。

Q. なぜ値上げをするの？

A. 人件費や燃料費などが高騰している影響で、汚水の処理にかかる費用や工事費、維持管理にかかる費用も上昇しています。市の財政からの支援にも限界があり、**持続可能な下水道経営のため**、使用料の改定が必要です。

資金不足になると・・・

1. 必要な修繕や更新が遅れ、下水道施設を守っていく事業が計画的に進められなくなる可能性がある。

2. 下水道を維持する費用の不足分が市の財政から支出されることになり、他のサービスやまちづくりにも影響が出る。

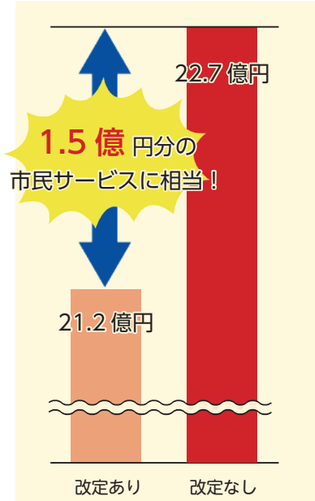

市の財政からの支援の見込み
（令和８年度）

市民の皆さん一人ひとりのご協力が、まち全体の快適な生活を守ることにつながるんだね！

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

今後も定期的に下水道使用料を見直す必要があります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q. どれくらい変わるの？

A. 水を１か月間、全く使わなくても発生する「基本料金」と、10㎥を超えて使った場合に使用量に応じて発生する「超過料金」を、それぞれ料金表のとおり改定します。

ご参考までに、モデルケースごとの１か月当たりの影響をお示しします。（請求は２か月ごとが基本になります。）

▲使用料早見表

	基本料金	超過料金				
使用量		11～30㎥	31～50㎥	51～100㎥	101㎥～	751㎥～（特定排水のみ）
旧	1,280 円	140 円/㎥	150 円/㎥	160 円/㎥	170 円/㎥	227 円/㎥
新	1,480 円	150 円/㎥	160 円/㎥	170 円/㎥	180 円/㎥	240 円/㎥

※この単価には消費税が含まれていません。

一人暮らし（9㎥使用の場合）

旧 基本料金 1,280 円
超過料金 0 円
（10㎥まで０円）

新 基本料金 1,480 円
超過料金 0 円

+200 円

核家族（大人２人、子ども２人）（25㎥使用の場合）

旧 基本料金 1,280 円
超過料金 2,100 円
（140 円× 15㎥）

新 基本料金 1,480 円
超過料金 2,250 円
（150 円× 15㎥）

+350 円

拡大家族（大人４人、子ども２人）（40㎥使用の場合）

旧 基本料金 1,280 円
超過料金 4,300 円
（140円×20㎥+150円×10㎥）

新 基本料金 1,480 円
超過料金 4,600 円
（150円×20㎥+160円×10㎥）

+500 円

※請求時には消費税が加算されます。
※使用水量は家庭によって異なるため、あくまでも一例としてお考えください。

Q. いつから変わるの？

A. **令和８年４月以降の検針（請求）分から**新しい金額になります。

▶偶数月に検針の地域 → ２月の検針日以降の使用料
▶奇数月に検針の地域 → ３月の検針日以降の使用料

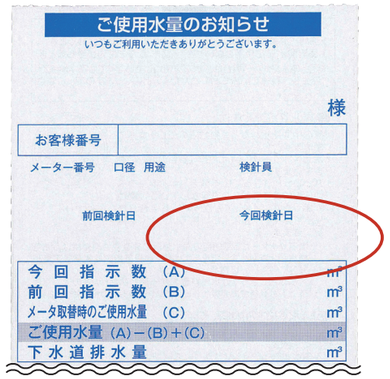
ご使用水量のお知らせ
いつもご利用いただきありがとうございます。
様
お客様番号
メーター番号 口径 用途 検針員
前回検針日 今回検針日
今回指示数（A） m³
前回指示数（B） m³
メータ取替時のご使用水量（C） m³
ご使用水量（A）－（B）＋（C） m³
下水道排水量 m³
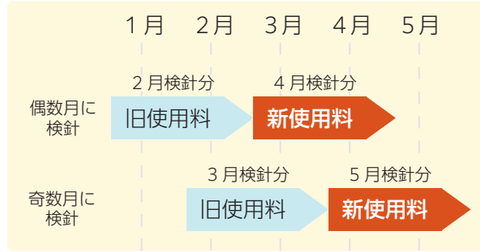
４月または５月の日付が記載されていれば、新使用料での請求です